

《Labor Communication 2018・5》

先日、神戸の再度山に登ってきました。登山道の途中にジャズが流れているお洒落なお店があります。プロのトランペット奏者のご主人と、元タカラジェンヌの奥様がお店をされています。再度山に行くといつもそこでランチをするのですが、お店に入るとご主人が「今日もカレーとコーヒー？」と声をかけてくださいます。3～4カ月に1度位しかお店に行きませんが、そんな言葉をかけられると自分が特別になった気になり、ちょっと良い気分になります。お店のご夫婦はいつもニコニコ笑顔。お客様も楽しそう。楽しいなあ、幸せだなあと感じる空間や人間関係を創ることのできるご夫婦、お店って、ほんとすごいと思います！（佐々木 香里）

**労働保険  
年度更新**

★労働保険の年度更新が6月1日から始まります！

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新の時期がやってきました。申告の対象期間は、平成 29 年 4 月分～平成 30 年 3 月分のお給料です。申告と納付期限は 6 月 1 日から 7 月 10 日ですので、早めに準備を始めましょう。

注意点！  
 労災保険 一部の事業で労災保険料率に変更されました。  
 雇用保険 雇用保険料率に変更はありません。平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の方も雇用保険の対象となります。ただし、雇用保険料の徴収は平成 31 年度までは免除です。

**特開金 生涯  
現役コース**

★65歳以上の離職者を雇い入れた事業主に助成金！

雇い入れ日の満年齢が 65 歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1 年以上継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れた事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）の申請ができます。

対象労働者の 1 週間の所定労働時間	支給額	支給対象期（6 か月）ごとの 支給額
30 時間以上	70（60）万円	35（30）万円×2 期
20 時間以上 30 時間未満	50（40）万円	25（20）万円×2 期



※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額です。

**アルバイトの  
労働条件**

★「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン！

平成 30 年 4 月 1 日から 7 月 31 日まで、新入学生がアルバイトを始めるこの時期に厚生労働省がアルバイトの労働条件の確認を促すことを目的としたキャンペーンを実施しています。学生アルバイトも、労働基準法が適用されます。

次の事項が実施されているか確認してみましょう。

- ① 労働条件の明示                      ②適切な勤務シフトの設定                      ③労働時間の適性な把握
- ④ 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑤ 労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814  
 電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里      社会保険労務士 小野山 英男      特定社会保険労務士 小野山 真由美

★良い季節になりました！が、はしかにご注意を！